

裁判長
認印



調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成 2 9 年 (受) 第 1 5 0 7 号
決 定 日	平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	木 澤 克 之 池 上 政 幸 大 谷 直 人 小 池 裕 山 口 厚
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成 2 9 年 (ネ) 第 2 0 0 号 (平成 2 9 年 5 月 1 9 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第 2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 宮 治 利 幸 

当事者目録

申 立 人	C F J 合 同 会 社
同 代 表 者 代 表 社 員	C F J ホールディングス株式会社
同 代 表 社 員 職 務 執 行 者	浅 野 俊 昭
相 手 方	
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	西 尾 剛

これは正本である。

平成29年11月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 宮 治 利 幸

